

ミードとロールズ

——財産所有のデモクラシーと人口問題——

釜賀 浩平

概要

本稿では、J.E. ミードと J. ロールズの著作の間の影響について概観する。特に、ミードの *Efficiency, Equality and the Ownership of Property* がロールズの『正義論』でどのように受容されているのか、また、『正義論』をうけて執筆されたミードの『公正な経済』にどのような影響が見られるのかを検討する。さらに、ミードの研究の特徴である、異時点間での人口変動と、同時点（同世代）での人々の間で生じる格差に関する視点をとりあげ、ミードの研究以降にみられる人口問題に関する厚生経済学の展開についても簡単に概観する。特に、現在の人口倫理学で用いられる中立効用水準の概念に相当するものをミードが持ち合わせていた点など、ミードが提示する分析枠組みの際立った特徴について議論する。

キーワード

J.E. ミード、J. ロールズ、財産所有のデモクラシー、人口問題、社会厚生評価

I. はじめに

ジェームズ・エドワード・ミード (James Edward Meade) は、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE) およびケンブリッジ大学で活動した時に主要な研究業績をあげたイギリスの経済学者であり、1977 年にノーベル経済学賞をベルティル・ゴットハート・オリーン (Bertil Gotthard Ohlin) とともに共同受賞している。ノーベル経済学賞の受賞に至る学術上の貢献は、国際貿易論に関するものであるが、ミードは所得分配や公正な経済に関する著作も遺している（ミードの来歴の詳細については、渡部（2017）を参照されたい）。

ジョン・ロールズ (John Rawls) とミードの学術的な接点として、明示的なものは 2 点ある。1 つは、『効率性、平等および財産の所有権』と題された著作 (Meade 1964) とロー

ルズの『正義論』(Rawls 1971)との接点であり、もう1つは、『正義論』と1976年に出版されたミードの『公正な経済』(Meade 1976)である。ロールズは『正義論』の第5章において、正義の2原理のうち第2原理について、それが政治経済学の中でどのような役割を果たすのか検討し、また、経済システムと市場の役割に関する論評し、そして、貯蓄と世代間の正義について論じている。特に、第5章43節では、Meade (1964) を参照文献として明記して、ミードがそこで提起している「財産所有のデモクラシー (a property-owning democracy)」の下での制度編成が、正義の2原理とどのように適合しうるのかを論じている。一方で、ミードの『公正な経済』は、そのはしがきで以下のように述べられているように、『正義論』をうけて執筆されたものである。

本書の対象は、所得の分配と財産の分配であるが、そのこと自体が内容を明らかにしている。本書のタイトルと他の諸点は、ロールズ教授 (John Rawls) の1971年の優れた著作 *A Theory of Justice* に触発されたものである……（邦訳、iii頁）

本稿では、ミードとロールズとの間にあるこれら2つの接点について概観するとともに、ミードが異時点間での世代内（階級間）の不平等と世代間の不平等を議論する際の特徴をなす人口変動の明示的な取り扱いも概観し、『公正な経済』以後の人口問題にまつわる学術的展開について検討する。続くII節では、はじめにミードが財産所有のデモクラシーをどのように議論したのか振り返り、ミードの議論がロールズの『正義論』の中でどのように現れているのか概観する。III節では、『正義論』が与えたであろう『公正な経済』におけるミードの議論への影響を探るとともに、ミードの議論に見られる人口問題に関する特異な視座について議論する。IV節は本稿のむすびである。

II. 財産所有のデモクラシー

ロールズが正義の2原理の適合可能性を例示するために用いた「財産所有のデモクラシー」という体制は、ミード (Meade 1964) が、現実社会で見られる財産所有の不平等が生じる原因を探り、その補正のために犠牲となる効率性が何かを探るために考察した環境である。ミードの考察は、3つのステップで進み、人口動態の変化もなく租税政策などの政府の介入も存在しないケースから議論を始め、人口動態の考慮の導入、そして政府の導入と順次展開されている。最初のステップとして考察される最もシンプルな環境では、財産の増加率 k を

$$k = \frac{S(E+VK)}{K}$$

として分析することから議論が始まる。ここで、 E は勤労所得、 V は保有財産 1 単位あたりから得られる所得、 K は保有財産額、そして、 S は貯蓄率である。上式から分かることとして、小規模財産の保有者（小さい値の K を持つ者）と大規模財産の保有者（大きい値の K を持つ者）との、保有財産額の相対的な不平等に与える影響として、勤労所得 E は不平等を減少させる効果を持ち、保有財産 1 単位あたりから得られる所得 V に関して保有財産額により生じる差異（ミードが 1950 年代のイギリスのデータを用いて示しているように、財産を多く保有している場合の方が一般に保有財産 1 単位あたりから得られる所得は大きい）は不平等を拡大させる効果を持つことを確認している。また、貯蓄率 S の効果については、保有財産が大きい者ほど貯蓄率は低いという仮定を設定し分析しているが、たとえ人々の間で勤労所得 E に違いがなかったとしても、不平等を減少させるのか増加させるのかについて明確な効果は断定できないことを論じつつ、一方で、保有財産に格差はあるものの所得が同じである個人間を比較するならば、財産規模の小さい者の保有財産の増加率の方が高くなり、また、保有財産の規模は同じであるものの（勤労）所得が異なる個人間を比較するならば、勤労所得が高い者の保有財産の増加率が高くなることを確認している。

人口動態を考慮した場合については、それぞれに財産を有する男女が結婚相手を選択し、子供に遺産を相続し、それらの子供（世代）たちが同様の選択を行い、さらにその子供（世代）が同様の選択を行う、といった人口動態を通時的に導入した設定の下で、結婚、出生、および、死亡（相続）がもたらす保有財産の不平等への影響について分析がなされ、人口動態を考慮しない最も単純なケースとの比較がなされる。そして、人口動態を考慮した場合の財産所有の不平等には、選別的な結婚がなされる程度、および、貧富の差による出生率の違いが大きく影響することが論じられる。ここでの選別的な結婚とは、保有する財産の多寡による同水準の者同士の結婚を意味し、選別的な結婚がなされない場合には保有財産の不平等が緩和されることが指摘されている。また、貧富の差によって出生率に違いがある場合には、より富裕な親がより多くの子供をもうけ、遺産が均等分配されるのであれば、子供（世代）の保有財産の不平等は減少することも指摘する。しかし、親が子供に与えうる影響に関してミードの議論はこれにとどまらず、遺伝的要因にも議論が進む。まず、親（世代）の間で特定の一部の人々の生殖能力が遺伝的に低いといった事態が生じる場合には、子供（世代）の間での保有財産の不平等が拡大する場合があり、また、教育投資を通じた子供の稼得能力の格差の助長、すなわち、「生まれか育ちか（nature versus nurture）」の問題が生じることにも言及がなされる。さらに、子供の稼得能力への

影響として、教育の他に、遺伝的要因として受け継がれる知能についても議論が進む。知能の遺伝については、実際の IQ データに基づく研究に言及しつつ、親の知能と親の階級との相関がある一方で、遺伝により受け継がれる子供の間での知能の差異は、平均への回帰の傾向が観察されることを指摘し、これが稼得能力の平均への回帰へと結びつくならば、子供（世代）の間での保有財産の不平等は減少しうることも論じている。また、人口動態を考慮した場合の考察を締めくくるにあたり、ミードは子供が親の状況に依存して受け取るこれらの運（fortune）の他に、個人を取り巻く純粋に環境的な僥倖（luck）の影響にも触れている¹。

最後に、政策による所有財産の平等化については、租税政策と教育政策について詳細な議論がなされている。租税政策に関しては、累進的な所得税および財産税の他に、生前贈与の贈与税と組み合わせた相続税について、勤労インセンティヴの阻害に照らし合わせながら平等化の効果を検討し、それと合わせて行政実務上の課題にも言及しつつ比較検討がなされている。実務上の課題に詳細に言及している点は、ミードが政府関連の実務を豊富に経験していることを顕著に反映したものと言える。教育政策については、稼得能力の向上を通じた公的な初等教育拡充の効果や、教育の質そのものの発展が所有財産の不平等を減少させる可能性を指摘しているが、大学などの高等教育については、労働市場でのスキルに基づく賃金調整を通じた勤労所得の平等化が進む可能性を認めつつも、2つの点でその手前の段階での教育の発展と比べて所有財産の不平等を緩和する効果が弱いと指摘している。1つは、高等教育の学費の高さであり、財産をより所有する者に高等教育の恩恵が偏る可能性を懸念している。2つ目は、高等教育の選抜の厳しさであり、能力に基づいた機会の平等は結果の平等を必ずしも意味しない点を指摘している。機会の平等は能力が等しい者の間に結果の平等をもたらすものであり、能力の格差が人口動態の考慮で指摘された格差によって生み出されている可能性をミードは危惧している。

ミードによる財産所有のデモクラシーをふまえて、ロールズが正義の2原理がそうした体制下での制度編成との適合性をどのように議論したか振り返りたい。まずロールズは議論の前提として、公正な機会の平等を仮定しており、社会関係資本の維持に加えて、教育システムの拡充によって同じ能力の者に平等なチャンスを保証することを仮定する。ロールズは同時に経済活動と職業選択の自由によって機会の平等を強化するものと仮定する。

1 ミードは fortune と luck を明確に区別して議論を展開している。この区別は Meade (1976, p.145) で明示的に区別することが述べられており、遺伝子、財産、教育、および、社会的交際といった構造的に賦与されるものを fortune と呼び、そうした構造的賦与の中で偶然にもたらされるものを luck と呼ぶとされている。本稿では Meade (1976) の邦訳（柴田・植松訳）に従い、fortune に運という言葉をあて、luck を僥倖とする。

これは、ミードが国家の政策による所有財産の平等化に資するとした点を反映したものと見ることができる。こうした仮定が満たされるよう確立される「後ろ盾となる諸制度(background institutions)」のために、ロールズは政府を、配分部門、安定化部門、移転部門、分配部門の4つの部門に分割する。配分部門は市場の価格メカニズムが機能することを保証するための部門であり、安定化部門は完全雇用の実現に努める部門で、これら2つの部門で市場メカニズムがもたらす効率性が保証される。移転部門はソーシャル・ミニマムの維持に責任を負うものとされ、これにより最低限のニーズが満たされることが保証されれば、市場を通じた結果は格差原理と整合的であるとしている。すなわち、

正義の原理が充たされるかどうかは、最も不遇な人々の総所得（賃金に移転分を加算した額）が彼らの（平等な自由および公正な機会均等という諸制約と首尾一貫する）長期的予期を最大化してくれるかどうかにかかっている。（邦訳、372頁）

と論じられる²。

第4の部門である、分配部門は租税と所有権の調整により分配上の取り分の正義を維持することを任務とする部門とされ、この部門の記述にはミードの議論の反映が色濃く現れている。実際、この部門の記述に対する脚注で、ロールズは Meade (1964) を明示的に参照している。分配部門が課す租税としてロールズは相続税と贈与税の累進的適用をあげており、公正な機会の平等の保障を目指すものとされる。先に指摘したように、ミードは相続税と生前贈与の贈与税の組み合わせの他に、所得税や財産税についても、財産所有の平等への効果を比較検討していたが、ロールズは相続税と贈与税の組み合わせをここでは採用したことになる。また、ロールズは富の相続の不平等という、経済的議論をする際に持ち出すものとして自然な観点に加えて、知能の遺伝の不平等も明示的に議論しており、ここにもミードの著作の影響が見られる。ロールズによれば、それらいずれの不平等もそれ自体として不正とはしないものの、以下のように論じている。

肝要なのは、遺伝および相続に基づく不平等のどちらとも可能な限り格差原理を満たすべきことにある。よって、結果の不平等が最も不運な人々の相対的利益となりかつ自由および公正な機会均等と両立しうるとの条件が充たされる限り、相続は許容される。 （邦訳、372-373頁）

² 邦訳であてられた機会均等は equality of opportunity の訳であり、本稿の他の箇所では機会の平等という言葉を使っている。

分配部門による公共支出のための歳入確保については、ロールズは Meade (1964) ではなくニコラス・カルドア (Nicholas Kaldor) の著作 (Kaldor 1955) を参照し、累進的所得税などではなく、全ての人を等しく扱う定率の支出税を使用することを提起している。その理由として、ロールズの議論の中では所得は公正に稼得されたものと前提されている点があげられる。ロールズは累進税率の使用にはむしろ限定的な役割を担わせることにとどめている。分配部門がこれらの役割を担うべきことは、正義の 2 原理から導出されるものとしてロールズは以下のように論じている。

相続および所得に対する（必要な場合に限っての）累進税率による課税と所有権の合法的定義づけとが相まって、「財産所有のデモクラシー」における平等な自由の制度とそれらが地固めする権利の公正な価値とが確実なものとなる。定率の支出税（あるいは所得税）は、公共財、移転部門、および教育における公正な機会均等の確立などのための歳入を供給することにより、第二原理の遂行を目指す。（邦訳、375 頁）

ここまで、ミードが提示した財産所有のデモクラシーがどのようなものであり、またロールズが正義の 2 原理の適合可能性を例示するためにどのようにそれを用いたのかを概観した。ミードは人口動態に強い問題意識を持ち、その問題意識は遺伝的要因にまで達している。財産の相続を超えて遺伝的要因にまでロールズが言及しているのは、ミードの著作の影響が強く見られる点である。ミードの人口動態に関する関心は、Meade (1964) で優生思想に関連した政策の言及を行なっている点にも見られる他、『正義論』に触発されて後に執筆された『公正な経済』の第 9 章では、遺伝子に関するより詳細な議論を開拓するほどに強いものなのである。

III. 『正義論』から『公正な経済』へ

ロールズの『正義論』をうけて執筆されたミードの『公正な経済』では、社会厚生の測り方に対する明示的な問い合わせ現れるという点で、ロールズからミードへの影響が見て取れる。『公正な経済』の第 3 章では、効率と分配の区別が議論され、政策評価にあたって効率性のみに経済学者が関心を狭めることは自己抑制的すぎるという主張がなされる。しかし、効率と分配にいかに折り合いをつけるかという問題意識はすでに Meade (1964) の中にも広く見られるものである。ロールズの影響を観察できるのは、「分配政策の目標 (The Objectives of Distributional Policies)」と題された続く第 4 章であり、限界効用の遞減と個

人間で同一な効用関数を前提とした場合の功利主義と平等の関係性（いわゆる、ピグーの第2命題）に関する議論から始まり、平等主義の基準として（その名称を用いてはいないが）ロールズのマキシミン基準の考え方にも議論が進む。さらに、相対的貧困に注目することの重要性を指摘して、貧困線を用いた社会厚生の測り方についても議論がなされている。また、ミードの人口動態に対する関心とその背景をなす異時点間の人々の厚生に対する考慮に照らせば自然なことではあるが、ミードは以下の問いを提起し、個人の異時点間での生活水準の変動の大きさも重要な考慮の対象となりうることを論じている。

...政策立案者が注意深く考慮しなければならないことは、現在の消費水準に割り当てられる分配ウェイトを求めるのに直前の消費水準の変化を考慮すべきか否かということである。（邦訳、57頁）

こうした問題意識は、現在では「経済的不安（economic insecurity）」と呼ばれる概念に相当するものであり、こうした問題意識をすでにミードが提起していたことは忘れられるべきではないだろう（economic insecurityに関する最近の研究としては、Bossert and D'Ambrosio (2013) を参照されたい）。

第5章以降は、一貫して人口動態に関する問題意識が根底をなしており、静態および動態の環境で人口変化の評価が議論され、6章では人口変動を伴う動的な環境で貯蓄の問題が議論される。第8章以降は、Meade (1964) の議論と重なる部分が多く、しかし、より詳細な議論がなされている。これらの間に据えられた第7章では、ジニ係数などを含む不平等測度に焦点を当てた議論が与えられている。これは所有資産の不平等というMeade (1964) の議論をより深めるための準備として必要とされるものだが、ここでも再び評価のあり方についての関心が提起され、以下のようにミードは言及している。

不幸にして、単一の明快な尺度によって、所与の分配パターンが完全に平等な分配パターンから乖離している程度を測定することはできない。（邦訳、118頁）

こうした問題提起に応えるべく、規範的評価のあり方に関する分析が社会的選択理論において公理的分析によって研究されている。公理的分析とは、評価尺度が満たすべき望ましい諸性質（これらは公理と総称される）を提示し、それらを全て満たす評価尺度が何であるかを特定する分析のことである。不平等測度は古くから人口の異なる社会の間でも不平等の比較が可能な評価尺度が考案され、その公理的分析も古くから行われてきた（例えば、Dalton (1920) を参照されたい）。一方で、社会厚生の評価方法として、人口変動を

‘適切’に考慮可能な評価尺度の公理的分析は、『公正な経済』から数年の後に Blackorby and Donaldson (1984) によって臨界水準功利主義 (Critical-level utilitarianism) の提示および公理的分析によって初めて行われた（これに関する解説は、釜賀（2019）を参照されたい）。ここで、適切な考慮とは何かが問題となるが、人口変動を考慮した社会厚生の評価尺度が満たすべき人口倫理に関する1つの性質として、デレク・パーフィット (Derek Parfit) が提起した「いとわしい結論 (repugnant conclusion)」を回避しうるのかという観点があげられる (Parfit, 1976, 1982, 1984)。いとわしい結論とは、パーフィットが古典的功利主義（すなわち、効用総和による評価）に対して指摘した問題であり、古典的功利主義はある程度の人口が高い効用を得ている状況よりも、より多くの莫大な人口が生きるに値するぎりぎりの水準の効用で生存している状況の方を望ましいと判定してしまう問題である。ここで、生きるに値するぎりぎりの効用水準をどのように定義するかという問題が生じるが、人口倫理学では伝統的に効用水準ゼロが中立的効用水準として設定される。中立的効用水準とは、個人にとって生存することと生存を経験しないことが無差別になる効用水準である。したがって、生きるに値する効用水準は正の効用とされる。ミードの『公正な経済』で見過ごさるべきでない点は、人口動態を明示的に扱う議論を展開する上で、中立的効用水準という考え方に対応するものを持ち合わせていた点である。実際、『公正な経済』の第2章では、以下のように効用のゼロ水準に対する解釈を与えていた。

Aの厚生のゼロ水準については次のように考えることができる。もし、ある個人の消費水準が生存水準を下回るならば、彼は現実に肉体も精神も維持することはできないであろう。しかし、生存水準そのものに到達する前に、生きるに値しないような悲惨な水準に落ち込むことも十分にありうる。その悲惨な消費水準をゼロの効用水準に対応するとみなしうる。（邦訳、16頁）

ミードが『厚生の経済』の分析で用いる社会厚生の評価方法は、功利主義によるものであるが、当然ながら「いとわしい結論」に関する指摘は存在しない。一方で、パーサ・ダスグプタ (Partha Dasgupta) が創世記問題 (genesis problem) と呼ばれる人口規模とそれぞれの個人の消費水準を決定する非常にシンプルな資源配分モデルで示したように (Dasgupta 1988)，経済環境を明示的に導入した場合には古典的功利主義は「いとわしい結論」を回避することが可能である（これについての解説は、釜賀（2019）を参照されたい）。したがって、ミードに従う分析モデルにおける最適人口規模と「いとわしい結論」の回避可能性の関係はただちには明らかではない³。ミードの人口問題に関する先駆的な視点はさらに探求される余地を残している。

IV. おわりに

本稿では、ミードとロールズが著作をまたいで与え合った影響について概観するとともに、ミードの人口問題に関する特異な視座を振り返った。経済学と政治哲学の間で相互補完的な影響を与えあうことは、少なくとも厚生経済学が辿るべきアプローチの模範を示すものと考えられる。一方で、空間的にも時間的にも広範に及ぶ様々な社会問題に直面する現代において、こうした規範を明示的に議論する経済学が一部に限定されてしまっていることは憂慮すべきことと言える。また、ミードが指し示した人口変動の明示的な考慮は、日本をはじめとする少子高齢化問題を抱える社会にとって、重要な分析枠組みを提供するものである。特に、世代内の格差を明示的に扱いうる枠組みは、移民の受け入れ問題など、人口変動と世代内所得分布のどちらもが同時に大きく変化する問題と密接な関わりを持っており、更なる研究を行う価値のある枠組みであると言える。

謝辞：本研究は、公益財団法人日本証券奨学財団より研究調査助成金（研究課題名：人口問題への社会的選択アプローチ）の助成を受けた研究成果の1つです。

参考文献

- Blackorby, Charles, and David Donaldson, "Social criteria for evaluating population change," *Journal of Public Economics*, Vol. 25, 1984, pp. 13–33.
- Bossert, Walter, and Conchita D'Ambrosio, "Measuring economic insecurity," *International Economic Review*, Vol. 54, 2013, pp. 1017–1030.
- Boucekkine, Raouf, and Giorgio Fabbri, "Assessing Parfit's *Repugnant Conclusion* within a canonical endogenous growth set-up," *Journal of Population Economics*, Vol. 26, pp. 751–767.
- Dalton, Hugh, "The measurement of inequality of incomes," *Economic Journal*, Vol. 30, 1920, pp. 348–361.
- Dasgupta, Partha, "Lives and well-being," *Social Choice and Welfare*, Vol. 5, 1988, pp. 103–126.
- Kaldor, N. *An Expenditure Tax*, George Allen and Unwin, 1955.
- Kamaga, Kohei, "Infinite-horizon social evaluation with variable population size," *Social Choice and Welfare*, Vol. 47, 2016, pp. 207–232.
- Meade, J. E., *Efficiency, Equality and the Ownership of Property*, George Allen and Unwin, 1964.
- Meade, J. E., *The Just Economy*, George Allen and Unwin, 1976. (柴田裕・植松忠博訳『公正な経済』ダイヤモンド社, 1980年)

3 人口変動を伴う無限期間の動態的モデルを用いて「いとわしい結論」の回避を分析した研究として、Boucekkine and Fabbri (2013) がある。しかし、彼らのモデルは臨界水準功利主義を時間割引を伴う形式で無限視野に拡張したものであり、さらに、世代内の効用格差を捨象できる設定が用いられている。したがって、世代内格差に关心を持つミードの研究を補完できるものとは言い難い。世代内格差を明示的に捉えることが可能な臨界水準功利主義の無限視野拡張は、Kamaga (2016) によって提示され公理的分析が行われている。

特集 リベラルな社会を読み解く

- Parfit, Derek, "On doing the best for our children," in, Bayles M. D., ed., *Ethics and Population*, Schenkman, 1976, pp. 100-102.
- Parfit, Derek, "Future generations, further problems," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 11, 1982, pp. 113-172.
- Parfit, D., *Reasons and Persons*, Oxford University Press, 1984.
- Rawls, J., *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971; revised edition, 1999. (川本隆史・福間聰・神島裕子訳『正義論・改訂版』紀伊國屋書店, 2010年)
- 釜賀浩平「人口問題と功利主義 - 最適人口規模と世代間評価への拡張」松本雅和・井上彰編『人口問題の正義論』, 世界思想社, 2019年, 72-92頁.
- 渡部晶「J.E.ミード『理性的急進主義者の経済政策—混合経済への提言』: 市場の持つ効率性と残虐性への深い認識」大瀧雅之・加藤晋（編）『ケインズとその時代を読む：危機の時代の経済学ブックガイド』東京大学出版会, 2017年, 159-171頁.